6　移送国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。移送国は、刑を言い渡された者がこの条約に従って移送されることについて関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を受入国に通報する。受入国は、移送国の要請があった場合には、受入国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、移送国において刑が科せられる理由となった作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること又は受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す受入国の関係法令の写し等を移送国に提供する。移送国は、移送の要請が行われた場合には、移送国又は受入国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、判決及び判決の根拠となった法令の写し等を受入国に提供する。（第六条関係）

7　移送国は、移送について同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。移送国は、受入国に対し、同意がこのような条件に従ってなされたことを領事等を通じて確認する機会を与える。（第七条関係）

8　受入国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、移送国における刑の執行を停止する効力を有する。移送国は、受入国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。（第八条関係）

9　受入国は、自国の法令に従って必要な措置をとることにより移送国の刑の執行を継続する。移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令により規律される。受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もっとも、受入国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、その性質及び期間について移送国において命ぜられたものより重いものとしないこと等を条件として、移送国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。判決に対する再審の請求については、移送国のみが決定する権利を有する。受入国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて移送国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。受入国は、刑の執行が終了したと認める場合その他の場合には、移送国に対して刑の執行に関する情報を提供する。（第一〇条～第一三条関係）

11　両締約国間における情報、文書及び説明書の提供は、それらの宛先となる締約国の言語又は英語により行う。この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除くほか、受入国が負担する。（第一四条関係）

12　両締約国は、いずれかの締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。（第一五条関係）

13　この条約の効力発生、終了等について規定している。（第一七条関係）

条　約

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十二号

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、

これらを促進するためには、犯罪を行った結果として本国の外において自由を奪われている者に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの者をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、

(a)　「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものをいう。

(b)　「刑を言い渡された者」とは、いずれか一方の締約国の領域内で刑を言い渡された者であって当該一方の締約国又は他方の締約国の領域内で当該刑に服しているものをいう。

(c)　「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定又は命令をいう。

(d)　「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国をいう。

(e)　「受入国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

第二条　一般原則

1　各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従って協力のための最大限の措置をとることを約束する。

2　刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従って移送国の領域から受入国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、移送国又は受入国に対し、この条約に従って移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3　移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができる。

第三条　移送の条件

1　刑を言い渡された者については、次に掲げる条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

(a)　日本国が受入国である場合には、刑を言い渡された者が日本国民又は日本国の国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の適用を受けるその他の者であること。

　ベトナム社会主義共和国が受入国である場合には、刑を言い渡された者がベトナム国民であること。